

中国における営業秘密保護のためのリスク防止と戦略

中国における営業秘密保護の法制度

この記事は約7分間で読めます | 2021年9月8日

2021年1月1日から施行された中国民法典は、営業秘密の保護を非常に重視しており、民法第123条では、営業秘密は知的財産権の一種であり、したがって知的財産法によって保護されると規定されています。

中国の現在の営業秘密の法制度には、民法、反不正競争法（2019年改正）、営業秘密侵害民事訴訟裁判における法の適用に関する若干問題に関する最高人民法院の規定（2020年9月から有効）、不正競争を含む民事訴訟の裁判における法の適用に関する最高人民法院の解釈（2021年1月発効）、労働契約法、刑法、その他の法律、地方規制、司法上の解釈が含まれます。

中国における営業秘密の種類

中国の反不正競争法第9条は、営業秘密として5種類のタイプを定めています[1]。中国では、営業秘密は、技術情報と経営情報の2つに大別されます。

1. 技術情報

技術情報とは、一般に、科学技術に関する知識、情報、経験を用いて得られたソリューションを指し、主に、製品の公式、技術的ノウハウ、プロセスフロー、生産方法、設計図面（スケッチを含む）、試験結果および記録、製品モデル、コンピュータのソースプログラム、コンピュータのプログラム文書、キーデータ、その他の情報が含まれます。

2. 経営情報

一方、経営情報とは、権利者に競争上の優位性をもたらす情報を指し、経営ノウハウ、顧客リスト、事業計画、財務情報、購入元や販売経路に関する知識、入札における入札価格や入札内容などが含まれる場合があります。

経営における営業秘密の保護に関するリスクと戦略

1. 従業員

従業員が在職中に営業秘密にアクセスすることは避けられないため、営業秘密が現従業員または元従業員によって開示されるリスクは高くなります。実務上顕著なリスク要因である、営業スタッフによる顧客のリストの悪用に対する脆弱性については、最優先で対処する必要があります。

実行可能な対策：

- 既存の営業秘密を分類し分析する；

- 企業の営業秘密保護管理システムを確立する；
- 従業員との機密保持契約の締結、コンピュータ、ドキュメント、サムドライブへの機密保持警告とレベルの表示など、具体的な機密保持対策を実施する。

ただし、従業員自身が蓄積した個人的な経験や基本的なスキルは、保護可能な営業秘密のカテゴリーに入らない場合があることに注意してください。

2. ビジネスパートナー

潜在的なビジネスチャンスを獲得し、相互信頼を生み出すために、営業秘密を潜在的なビジネスパートナーと共有する必要があるかもしれません。また、業務提携には営業秘密の開示と利用が必要であり、その結果、営業秘密がビジネスパートナーによって悪用されるリスクがあります。たとえば、相手先商標製品製造業者（OEM）は、自社のブランド名で類似の製品を製造し、それらをライセンサーの顧客に供給する場合があります。

実行可能な対策：

- 企業の機密保持システムに基づいて、ビジネスパートナーとのやり取りを規制および管理；
- ビジネスパートナーとの有効な機密保持契約（NDA など）を締結。営業秘密の侵害による損失を計算することは困難であることが多いため、損害額について合意に達することは非常に重要です。

3. 合併会社およびその他の関連会社

営業秘密は、関連会社間で共有および使用される場合もあります。このような場合、関連会社は法的に独立した事業体であり、これらの会社間で情報を共有することは依然として機密性の問題を引き起こす可能性があるという事実を見逃しがちです。

実行可能な対策：

- 企業は、他の関連会社との情報転送の問題について、従業員に対して教育と明確な指導を提供する必要があります；
- また、営業秘密を共有する関連企業間では、たとえ企業間が密接な関係にあっても、NDA を締結することが推奨されます。

4. ビジネス・スパイ活動

企業の競合相手は「調査員」を使って秘密情報を収集することがあります。「調査員」は、会社の廃棄物から関連文書を検索したり、さまざまなチャネルを介して会社の現在または元の従業員に接触したり、あるいは贈収賄を通じて機密情報を入手しようとしたりする場合があります。

実行可能な対策：

- 前述のように、企業は営業秘密保護システムを確立し、従業員との機密保持契約の締結したり、機密媒体を効果的に管理するなど、機密情報の漏洩の可能性を防ぐための実行可能な対策を実施する必要があります。

脚注

[1]第9条 事業者は、次の各号に掲げる営業秘密に係る侵害行為を実施してはならない。

1. 盗難、賄賂、脅迫、電子的侵入またはその他の不正手段により、権利者の営業秘密を獲得すること。
2. 前項に定める手段にを用いて獲得した権利者の営業秘密を開示、使用し、または他人に使用を許諾すること。
3. 秘密保持義務又は権利者の営業秘密保持に関する要求事項に違反し、その保有する営業秘密を開示、使用し、或いは他人に使用を許諾すること。
4. 秘密保持義務又は権利者の営業秘密保持に関する要求事項に違反するよう他人を教唆、誘惑、幫助して権利者の営業秘密を獲得、開示、使用し又は他人に使用を許諾すること。

事業者以外のその他の自然人、法人および非法人組織が前項に掲げた違法行為を実施する場合は、営業秘密を侵害する行為とみなされる。

第三者は、営業秘密の権利者の従業員、元従業員又はその他の組織または個人が第1項に掲げた違法行為を実施したことを知りながら又は知りうるにもかかわらず、当該秘密を獲得、開示、使用し、又は他人に使用を許諾した場合、営業秘密を侵害する行為とみなされる。

本法において営業秘密とは、公衆に知られていない、商業的価値を有するものであって、かつ権利者が関連の秘密保持措置を取った技術情報、経営情報等を含む商業情報をいう。

法的なアドバイスを提供するものではありません。本ウェブサイトに掲載されている情報は、情報提供のみを目的としています。この情報は法的なアドバイスではなく、また法的助言として受け取られるべきでもありません。この情報に依拠したり、この情報に基づいて、行動の実行・不実行を決定しないでください。本ウェブサイトでご覧になった情報を元に、専門的な法律上のアドバイスを無視したり、法律上のアドバイスを求めるのを遅らせることのないようにご注意ください。Gowling WLGの専門家は、特定の法的懸念に対する解決策について個別にご相談を承ります。

<https://gowlingwlg.com/en/insights-resources/articles/2021/risk-prevention-and-strategy-for-trade-secrets/>

執筆者

アイビー・リャン
ディレクター -
広州
[Eメール](#)
電話 +86 (0) 139 2221
8242

ヴィヴィアン・デモンズ
パートナー -
広州
[Eメール](#)
電話 +86 20 3810 3778

ジェイミー・ローランズ
パートナー -
ロンドン
[Eメール](#)
電話 +44 (0) 20 7759 7891